

久喜市イベント開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新しい生活様式に対応しながら、地域経済の活性化を図るため、令和4年度に開催するイベント、催事等（以下単に「イベント」という。）に対し、予算の範囲内において久喜市イベント開催支援補助金（以下「イベント補助金」という。）を、他の補助金の上乗せ措置として交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 イベント補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 イベント補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、市民、団体又は法人で、主に市内で活動しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体、法人又は個人（以下「団体等」という。）は、補助対象者としなない。

- (1) 営利を目的とする団体等
- (2) 宗教に関する活動又は政治に関する活動を主な目的とする団体等
- (3) 公序良俗に反する団体等
- (4) 久喜市暴力団排除条例（平成25年久喜市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者

(補助対象事業)

第3条 イベント補助金の対象となるイベント（以下「補助対象事業」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令和4年度において、市内で実施するイベントであること。
- (2) 過去に2回以上、同じ趣旨及び名称で実施したことがあること。

- (3) 補助対象者が自ら企画及び実施するイベントであること。
- (4) 広く集客があり、参加者が限定されていないこと。
- (5) 市内事業者の出店があること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策が適切に講じられていること。
- (7) 市からイベント補助金以外の補助金を、直接又は間接に交付されていること。

(補助対象経費)

第4条 イベント補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、イベント補助金以外の補助金（以下「既存補助金」という。）の補助対象経費のうち、実際に既存補助金を充当したもの以外の経費とする。

2 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象者の事務所等を維持するための経費及び人件費
- (2) 補助対象者の経常的な活動に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、補助対象事業につき100万円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の様式等)

第6条 規則第6条第1項の申請書の様式は、イベント開催支援補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、イベント開催支援補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

(変更承認申請書の様式等)

第8条 規則第11条第1項の変更申請書の様式は、イベント開催支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）のとおりとする。

2 市長は、前項に規定する変更承認申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、イベント開催支援補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告書の様式等）

第9条 規則第13条の報告書の様式は、イベント開催支援補助金実績報告書（様式第5号）のとおりとする。

2 前項に規定する報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又はイベント補助金の交付決定を受けた会計年度の末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、イベント開催支援補助金額確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、イベント補助金の交付をイベント開催支援補助金請求書（様式第7号）により、市長に請求するものとする。

（概算払の請求）

第12条 補助事業者は、規則第16条ただし書の規定により、補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、イベント開催支援補助金概算払請求書（様式第8号）により市長に請求するものとする。

（書類の整備等）

第13条 規則第20条に規定する書類、帳簿等は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、イベント補助金の交付に関し必要な事

項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定したイベント補助金については、この告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。